

平成 25 年 3 月 8 日

各 位

会 社 名 アキナジスタ株式会社
代表者名 代表取締役社長 桐生 直裕
(コード番号 2495 札証アンビシヤス)
問合せ先 取締役経営管理部長 大崎 隆
(TEL. 03-3263-4666)

幹事証券会社契約解除に関する追加情報のお知らせ

当社は、平成25年2月6日付発表の「幹事証券会社契約解除のお知らせ」において、ばんせい証券株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長 兼 C.E.O.：村上豊彦 以下、ばんせい証券）より、平成25年1月31日付の契約解除の通知を受けたことを発表いたしました。これを追加すべき情報がございましたのでお知らせいたします。

記

1. 契約解除について

当社は、当社の前身である株式会社イージーユーズと株式会社モバイル・アフィリエイト（非上場）の合併に起因し、平成21年4月1日より平成25年3月31日までを期間とした「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間」に入っており、現在新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの取引所の審査を受けるため、取引所の定める審査基準に則った申請準備を進めており、審査申請には会員証券会社の確認書提出が規定されております。

この様な状況の中、確認書作成のための幹事証券とする契約を行っているばんせい証券より、平成25年1月31日付の契約解除の通知を受けたことは2月6日に開示をさせていただきましたとおりです。その後、当社で再度ばんせい証券に確認をした結果、契約後確認書作成にあたり必要となる手続きや当該内容の詳細について検討したところ、同社による対応が困難との結論に至った点が、ばんせい証券より提示された契約解除の理由でありました。

上記の契約解除の理由を受け、当社は引き続きばんせい証券と上場維持に向けて申請準備を進めることは難しく、他の幹事証券を検討することが上場維持に向けて適切であると判断したため、同社との解除撤回に関する協議を続行することを断念することを決定いたしました。

2. 猶予期間の期限等

当社株式は、猶予期間の最終日となる平成 25 年 3 月 31 日までに新規上場審査基準に準じた基準に適合していることが確認できない場合は、その翌日から監理銘柄（確認中）に指定され、申請が受け付けられた時点で監理銘柄（審査中）に指定されます。その後新規上場基準に準じた基準に適合していることが確認された場合、上場が維持されることとなりますが、当該基準への適合が確認されなかった場合、上場廃止となります。

また、猶予期間終了後の最初の有価証券報告書提出日から起算して 8 日目の日（休業日は除く）までに申請を行わない場合は、上場廃止となる銘柄として整理銘柄に指定されることとなります。

3. 今後の猶予期間解除に向けた取り組みの状況

当社は現在、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの取引所の審査を受けるため、取引所の定める審査基準に則った申請準備を進めております。審査申請には会員証券会社の確認書提出が規定されており、複数の証券会社への打診を行ってはおりませんが、現時点では、証券会社から確認書は入手しておらず、審査の申請も行えておりません。確認書を入手出来なかった場合、審査申請を行わずに上場廃止となりますが、審査の申請を行うことが出来、新規上場審査基準に準じた基準への適合が確認された場合、上場が維持されることとなります。

当社は、引き続き審査の申請に向け全力を尽くして取り組んで参ります。

しかし、前述の猶予期間の終了期限も迫ってきておりますので、当社株式を保有されている株主各位および当社株式の取得を検討されている投資家各位におかれましては、当社の状況について充分ご認識いただきますようお願い申し上げます。

以上